

○西南学院大学学外機関との受託研究及び共同研究規程

2025年1月28日
制定

(趣旨)

第1条 この規程は、西南学院大学（以下「本学」という。）として実施する学外機関との受託研究及び共同研究（以下「受託研究等」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 受託研究とは、本学が学外機関より委託を受けて行う研究で、その研究費を当該学外機関が負担するものをいう。
- (2) 共同研究とは、本学及び学外機関が共通の研究課題について、本学の担当研究者及び当該学外機関の担当研究者が共同又は分担して行う研究で、その研究費を当該学外機関が負担するものをいう。

(実施基準)

第3条 受託研究等は、本学の教育研究の向上又は社会への貢献に資するものであり、かつ、本来の教育研究等に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合において、実施することができる。

(研究代表者)

第4条 本学において、受託研究等の実施に最も責任を持つ研究者として研究代表者を置き、原則として、専任教員がこれを務める。ただし、学長が認める場合に限り、本学に所属する専任教員以外の研究者も研究代表者を務めることができる。

(申請受付)

第5条 受託研究等の申請受付は、学外機関による本学への申請書の提出をもって行う。ただし、受託研究等が当該学外機関の競争的資金等の採択による場合は、採択通知又はそれに相当するものによって替えることができる。

(決定)

第6条 受託研究等の決定は、研究マネジメント委員会の議を経て、学長がこれを行う。

(契約)

第7条 前条による決定後、本学及び当該学外機関は、次の各号に定める事項を記載した契約を締結することとする。

- (1) 受託研究等の題目及び目的に関する事項
- (2) 受託研究等の実施内容に関する事項
- (3) 受託研究等の期間に関する事項
- (4) 受託研究等の研究費に関する事項
- (5) 受託研究等の成果の取扱い（帰属、公表等）に関する事項
- (6) 受託研究等の中止及び中断に関する事項
- (7) 秘密保持に関する事項
- (8) その他受託研究等の実施に必要な事項

(研究費)

第8条 受託研究等に係る研究費は、当該研究を実施する上で直接的に必要な経費（以下「直接経費」という。）、事務処理及び施設使用に係る費用等の間接的に必要な経費（以下「間接経費」という。）並びに本学の担当研究者への報酬（以下「研究者報酬」という。）とする。

2 間接経費は、直接経費の20%とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、

異なる額とすることができる。

(1) 国、地方自治体等からの補助金又は競争的資金等によるものであって、間接経費の支払可否又は積算方法が定められているもの

(2) 前号以外の受託研究等であって、当該学外機関の規程等で間接経費の支払可否又は積算方法が定められている等の特別な事情があると認められるもの

3 研究者報酬は、本学と当該学外機関が合意した額とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを設けない。

(1) 国、地方自治体等からの補助金又は競争的資金等によるものであって、研究者報酬が支払不可とされているもの

(2) 前号以外の受託研究等であって、当該学外機関の規程等で研究者報酬が支払不可とされている等の特別な事情があると認められるもの

4 本学の担当研究者は、西南学院経理規程（1971（昭和46）年4月1日）、その他関連規程等に準拠して直接経費を執行することとする。

（完了報告）

第9条 第4条に定める研究代表者は、受託研究等の完了後、速やかに学術研究所事務室に完了報告書を提出しなければならない。

（研究成果の公表）

第10条 本学は、受託研究等の研究成果を公表することとする。ただし、公表の時期、方法等については、当該学外機関との協議によって決定する。

（物品及び設備の帰属）

第11条 研究費によって取得した物品及び設備は、別段の取決めがある場合を除いて、本学に帰属する。

（所管部署）

第12条 この規程に関する事務は、学術支援部学術研究所事務室の所管とする。

（規程の改廃）

第13条 この規程の改廃は、研究マネジメント委員会の議を経て、部長会議が処理する。この場合において、その実施には、学長の承認を得ることとする。

附 則

この規程は、2025年4月1日から施行する。